

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会

会長 堀越 和夫 殿

小笠原村長 渋谷 正昭



小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例の
施行及び運用に関する諮問について

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

愛玩動物の持込みの制限について

2 諮問内容

条例第6条に規定する愛玩動物の持込みの制限については、条例附則第7項において「村長は、村内の愛玩動物の飼養状況及び村外から村内への愛玩動物の持込み状況等を勘案し、本条例第6条の施行に向けて、同条の改正に関する検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」としている。

条例第6条を施行するにあたり、同条に規定する愛玩動物の持込み制限の内容及び運用方法に関して、貴審議会のご意見をお伺いする。

以上